

資料(1) 日本国政府の見解

竹島に関する、一九五三年九月九日付、韓国政府の見解に対する日本国政府の反駁

一、日本国政府は、本件に関する韓国政府の見解について慎重に検討した。日本国政府は、韓国側がその主張を各種の資料に基き立証しようとして試みていることに對しては、これを歓迎するものである。日韓兩國がかかる立場に立って、本問題を虚心に検討するならば、その結論はおのずから明白となるであろう。

二、しかしながら、韓国側がその主張の根拠として挙げているところは、遺憾ながら右の立場に徹しているとはいえない。文献や事実の引用は不正確であり、またこれに対する解釈も誤解にみちいて、韓国側主張の裏付となるものではない。その主要なものを挙げれば左のとおりである。

(1) 韓国側は、古く竹島が韓国において認知されていた証拠として『世宗実録』にある于山島『東国輿地勝覽』にある金自周の調査した三峰島というのがいずれも今日の竹島であると主張している。

しかしこれらの文献にある三峰島や于山島が、今日の竹島であるということは論証していない。のみならず『東国

輿地勝覽』にある金自周の記事というのは、実は『成宗実録』の誤である。

他面われわれは、韓国の文献のうちには、三峰島や于山島を鬱陵島にほかならないと見ている事実を指摘することができる。現に韓国側で引用している前記『世宗実録』の于山武陵に関する記事においても、この記事に引続いて新羅時称于山国一云鬱陵島」という一節がある。また『東国輿地勝覽』の于山島鬱陵島に関する記事の中でも、「一説于山鬱陵本一島」と述べられている。さらに『文献撮録』のごときは、次のように述べて、三峰島、于山島、鬱陵島がいずれも同一の島であることをきわめて明瞭に説明している。

「鬱陵島在尉珍正東海之中 清明則峯頭山根歴々可見 地広土肥 以其産竹故謂竹島 以有三峯故謂三峰島 至於于山、羽陵、蔚尉、武陵、磯竹皆音訛而然也」

なお韓国側は、竹島が「独島」の名によって、韓国人の間知られていたとも称しているが、韓国の古文獻、古地図について見ても、右に関する事例を見出すことはできない。

(2) 韓国側は『東宗実録』によると、一六九六年(元禄九年)に安龍福等が鬱陵島及び独島(竹島)に赴き、「これ

ら二島が朝鮮に属することを告げて、これら二島に接近しないよう日本船に強く警告した」と述べ、さらにこれによって「この朝鮮人は、朝鮮の版図の不可分の一部である鬱陵島及び独島の水域を日本国民が侵犯しないように護つた」と称している。しかし『東宗実録』の右記事は、帰国後備辺司に取調を受けた際の彼の供述によつたものであり、その内容には虚偽が多い。彼は鬱陵島において日本漁船にあり鬱陵島及び独島に近接しないように警告したと述べているがこの年に日本漁民は鬱陵島に渡航していない。当時の朝鮮国政府は、彼を不法出国の廉により逮捕し、流刑に処しているものであって、この事実よりするも安龍福事件に関する韓国側の主張が根拠あるものではないことが、了解されるであろう。

(3) 韓国側は、竹島が朝鮮によって所有され、有効的に經營されていた証拠であるとして、(a)一九〇六年に鬱陵島郡守沈興沢は「本郡に所属する島である独島……」と報告している。(b)中井養三郎は竹島を朝鮮の領土の一部と信じて、日本農商務省に對し当時の朝鮮政府から同島を借りる許可をうるよう申請した。(c)桶畑雪湖はその論文で、竹島が朝鮮領土の最東境であると述べている。(d)『朝鮮沿岸水路誌』では、竹島を鬱陵島の附属島とみなしている。(e)一九〇四

年十一月軍艦對馬は、鬱陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附近で漁業に従事していると報告している。(f)日本国民が調査した朝鮮漁業の「調査」において、竹島は朝鮮に属する島として言及している。等のことを挙げている。しかし右はいずれも文献や事実の引用が不正確であつて、韓国側主張の根拠となるものではない。

(a)については、正しい原文が示されていないので意見を述べることにはできない。もっともこの年の三月、島根県事務官神西由太郎以下四十数名のものが、その前年島根県に編入された竹島の实地調査をなし、その帰途鬱陵島に寄港して郡守沈興沢に面会している。その際神西は竹島で捕獲した海驢一頭を郡守におくつたがこれに對して郡守は遠来の労を謝し、贈物に對して謝辞を述べている。もしも郡守が当時竹島を鬱陵島に所属する島として取り扱っていたならば、当然かかる応接振りはなかつたはずであろう。

(b)については、韓国側は、一九二三年(大正一二)六月発行(韓国側は七月と称している)島根県教育會編さんの『島根県誌』によつたものであるが、同書には中井は竹島の「領土編入並びに貸下願を内務、外務、農商務三省に提出し、三省は島根県庁の意見を徴し閣議にて領土編入に決した」とあつて、韓国側の指摘するように、当時の朝鮮

政府から同島を借りる許可を得るよう日本農商務省に申請したとは書いてない。もっとも、同書にも、中井は竹島を「朝鮮領土なり」と思考し、上京して農商務省に説き同政府に貸下の請願を為さんとせり」との一節はある。しかし、中井が隠岐島庁に差出した竹島に関する説明によれば、中井はつとに今日の竹島を日本人が認知し、経営していたことを信じていたのであって、右「朝鮮領土なり」と思考し云々の記事は編者の誤解に基くものといえる。

(c)については、この論文の発表された一九三〇年（昭和五）には、竹島は島根県に所属しており、朝鮮の江原道の管轄下になかったから、明らかに筆者の誤りである。筆者がこの誤りをおかしたのは、この論文に引用している文献の取扱いによっても知られるように、筆者は古く竹島といわれていたのは鬱陵島であり今日の竹島でないことについての認識のなかったことに起因している。

(d)については、本来、水路誌は使用者の便宜のために編さんされているものであり、島の帰属とは関係はない。たまたま、竹島が鬱陵島附近を航行する際に関係ある島なので、それを鬱陵島の項において併記したにすぎない。同時に竹島は隠岐列島附近を航行する場合にも関係があるので『本州沿岸水路誌』第二巻第二編本州北西岸南西部の項で

も、竹島を「隠岐列島及び竹島」として載せておるわけであり、水路部が竹島を鬱陵島の附属島として扱っているものでないことは明らかである。

(e)については、『朝鮮沿岸水路誌』によれば、軍艦対馬の報じているのは竹島の「東方島ニ漁夫用ノ菰葺小屋アリシモ風浪ノ為甚シク破壊シアリト謂フ」との一項だけである。韓国側の引用している鬱陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附近で漁業に従事しているとの記事は、水路誌の編者が伝聞によって記した後年の竹島事情であって、軍艦対馬の報告ではない。しかも原文には「鬱陵島ヨリ渡来スルモノ」とあって、韓国側の指摘するように「鬱陵島の住民」とは書いてない。右記事は後年鬱陵島を根拠にアワビワカメ等の採取に竹島に出かけた日本人及びそれに雇われた朝鮮人をさすものと思われる。

(f)については書名が明示されていないが、おそらく右は隆熙四年（明治四三、一九一〇）五月発行の韓国農商工部水産局編さん『韓国水産誌』をさしていると考えられる。しかし同書の朝鮮半島東部漁業について記した第二しゅうには、「独島」という名称の島はなく、「竹島」という島はいずれもその位置から見て、問題の竹島とは別個のものである。

(4)韓国側は、一九〇四年（明治三七）二月二十三日の日

韓議定書と八月二十二日の日韓協約によって、日本は「韓国政府に対する数名の日本人外交顧問の勤務を保証」させ、且つ「戦略的見地から必要とあれば朝鮮の領土のいかなる部分をも占領することができた」と述べている。

しかし前者の「日本人外交顧問うんぬん」は、日韓協約第二項によると「韓国政府は日本政府の推薦する外国人一名を外交顧問として外部に傭請し」とあって実際に傭請されたのも、米人ステーションであった。また後者についてもその引用が正確でない上に、この規定は元来日露戦争に際して韓国の領土保全の目的を達成するため、必要に応じて軍略上必要な地点を一時的に使用することを取極めたものにすぎず、竹島の邦領編入措置とはなんらの関係もない。

(5)韓国側は、平和条約の領土条項は一九四六年（昭和二一）一月二十九日付SCAPIN第六七七号に基く連合国最高司令官の行政権停止措置を、実質的变化を加えることなしに確認したものであると主張している。

しかし、すでに一九五一年（昭和二六）十二月五日付総司令部覚書によって、前記SCAPINによって日本政府の行政権が停止されていた南西諸島中の北緯三〇度と二九度の間の島々が、日本政府の行政管轄下に復し、また一九五三年（昭和二八）十二月

には、奄美群島の行政権も日本側に返還された。

さらに残りの南西諸島及び婦婦岩の南の南方諸島、沖の島島南島島に対しては日本に「残存主権」があることが明らかにされている。同じく前記SCAPINによって行政権の停止された歯舞群島についても、日本が平和条約に基いて権利権限及び請求権を放棄すべき「千島列島」の中には包含されていないとの見解が、サンフランシスコ会議においてダレス米全権によって明らかにされている。

以上の事実を、実際上の措置から見ても、総司令部覚書と平和条約との間には関係がないことを明らかにしている。三、つぎに近代国際法上領土取得の要件として挙げられるものは、(1)国家としての領有の意思、(2)その意思の公示、(3)適当な支配権力の確立である。

しかし、開国以前の日本には国際法の適用はないので、当時においては、実際に日本で日本の領土と考え、日本の領土として取扱い、他の国がそれを争わなければ、それで領有するに十分であったと認められる。

竹島は古く松島の名において日本人に知られ、それが日本領土の一部と考えられ、また日本人によって航海上または漁業上利用されていた。ことに徳川三代將軍家光時代、幕府から米子の町人大谷、村川両家に対して竹島の支配が

許され、鬱陵島に渡航の際には常にこの島が中継寄地として利用されるときも同島において漁獵も行われていた。右に（一字不明……編者）する文献としては、

寛文七年（一六六七）の出雲藩士齋藤某編『隠州視聴合記』

延宝九年（天和元年一六八一）の大谷九右衛門勝信手記

記

寛保元年（一七四一）の大谷九右衛門勝房より長崎奉行所あて口上書

宝暦年間（一七五一—一六三）の北元通菴著『竹島図説』

享和元年（一八〇一）の矢田高当著『長生竹島記』

等、きわめて多くのものがあり、地図としては、

享保年中（一七二〇年代）の鳥取藩主池田家旧蔵「竹島

図」

安永四年（一七七五）の長久保赤水の「日本輿地路程全

図」

等をはじめ、江戸時代中期以降の古地図に、その例はき

わめて多い。ことに池田家旧蔵「竹島図」は幕府の命令に

よって調整し、提出されたものの控であって、公的性質を

持つものであり、その内容も今日の竹島について当時きわ

めて正確な地理的知識のあったことを伝えている。

これに反して今回韓国側が挙げているところによるも、

韓国において竹島を古く認知しこれを利用していたことを確認することはできない。

これを歴史的事実について見ても、李朝初期以来、長期にわたって鬱陵島に対し「空島政策」がとられていたのであるから、常識的にも同島よりさらにはるか沖合の孤島たる竹島にまで、韓国側の経営の手が延びていたとは考えられない。

以上のとおり竹島は古く日本人に知られ、日本領土の一部と考えられ、日本人によって利用されていた反面、韓国側にはこれらの事実はなく、また韓国との間に同島をめぐって領土権の争われたこともないので、古くから日本の領土として認められる。

四、近代国際法により必要とされる領土取得の要件については、明治三十八年（一九〇五）一月二十八日の竹島の領土編入に関する閣議決定によって国家の領有の意志確認が行われさらに、明治三十八年（一九〇五）二月二十二日の島根県告示によって国家の領有の意思の公示が行われた。この地方庁による告示は当時日本が先占の際に慣行した告示方法であって、国際法上の公示の要件を満たしている。

以上のほか正式の領有が成立するためには適当な支配権

力の確立を必要とするが、これについては、明治三十八年

（一九〇五）八月には島根県知事松永武吉が、また翌年三月には島根県第三部長神田由太郎の一行四十数名が竹島を实地に調査し、また三十八年五月十七日には、隠岐島司の上申に基づき、竹島の面積が官有地として土地台帳に掲載された。

一方竹島のアシカ漁業については、明治三十八年四月十四日島根県令第十八号をもって「漁業取締規則」を改正して許可制とするともに、同年六月五日には、中井等四名に対し正式の免許を与えた。その後その事業に消長はあったが昭和一六年戦争によって中止するまで事業は続けられ、免許者からは毎年土地使用料が国庫に納入されていた。その間数次にわたり、竹島の漁業に関する漁業規則は改正された。

昭和十五年（一九四〇）八月十七日、竹島は舞鶴鎮守府に海軍財産として引継がれたが、右海軍用地は書時アシカ漁業権を有していた八幡長四郎にその使用が許されその際鎮守府司令長官は、同島使用心得を書いた命令書を交付した。

以上の事実は、日本が竹島に対し継続的に支配権を行使したことを意するものであってこれらより見て、近代国際

法から見ても日本の竹島領有の要件は完全に具備されているといえる。

五、韓国側は最近でこそ竹島の領有を問題としているが、明治三十八年の竹島の島根県編入前後において、竹島を韓国領とは考えていなかったことは、次の事実からも明らかである。

(1) 光武五年（明治三四—一九〇一）刊の玄采著『大韓地誌』（光武九年二冊本として再刊）には韓国領土の東限を東経一三〇度三五分としており、竹島は含まれていない。著者は学部職員であり、学部編しゅう局長の序もあるので当時の権威ある著者と見られる。

(2) 民国四年（大正四—一九一五）刊の太白狂奴著『韓国痛史』も韓国領土の東限を東経一三〇度五〇分としており、これまた竹島は含まれていない。

この書物は日本の朝鮮統治に反対してその独立を企図し、上海に亡命した一人によって編さんされたものであり、竹島について関心があれば当然これが取り上げられるべきである。

六、これを要するに、韓国側の説明によるもまたわれわれの調査によるも、韓国側が古く竹島を領有し、これを有効に経営していたことを証明する証拠は見出されない。

これに反して、歴史的事実から見ると、また国際法上の領土取得の要件から見ると竹島の日本領有は、疑問の余地はなす。

(一九五四年二月十日)

〔外務省「海外調査月報」(一九五四年一月)より〕

資料(2) 大韓民国政府の見解

独島(竹島)領有に関する一九五四年二月一〇日付、第二第一五号、日本外務省の覚書として日本政府が取つた見解に反駁する大韓民国政府の見解

一、大韓民国政府は、標題の件に関する日本政府の見解を慎重に検討した。しかし、日本政府が歴史的事実として各種文献並びに史籍の利用しかたは、全て不正確であり、且つ、独島所有に対する国際法上の諸条件を充足させた、という日本政府の主張も、是亦全く根拠がない。大韓民国政府は、次の歴史的事実を例示することによって、日本政府が取つた見解に反駁しようと思う。

1、韓国政府が、歴史的文献上にあらわれる于山島と独島(日本のいわゆる竹島)との同一性を主張したのに対し

て、日本政府は、韓国がこの主張を支持するに足る証拠書類を提出し得なかつたと非難した。しかしこうした証拠は既に日本側に提示されている。韓国政府は、日本政府が提示した反対意見は、その論拠が虚懐を解釈にもとづかず、臆測に基礎を置いていることは、疑問の余地がないということを再言したい。今や韓国政府は、文献上の于山島が現在の独島(日本のいわゆる竹島)を指し示すことが、一層疑問の余地がないものであることを重ねて指摘せざるを得ない。したがって、于山島、三峰島そして鬱陵島の各名称が、同一の島を呼んだ異称にすぎない、という日本政府の見解は、何ら根拠がないものであると言わざるを得ない。

于山島と鬱陵島が二つの別の島であることを、こまごまと説明する必要はない。しかし、もう一度誤解のないよう明確を期するために、今『世宗実録地理志』と『新增東国輿地勝覽』から次の記事を引用したい。

「于山と武陵の二つの島が、蔚珍縣の真東の海中に位置し、且つこの二つの島の距離がそれほど遠くないので、天気清明であればこの二つの島は互いに望見することができる」(『世宗実録地理志』)

「于山島と鬱陵島——この二つの島は、蔚珍縣の真東の

海中に位置し云云：」(『新增東国輿地勝覽』)

上記引用文の如く、于山島と武陵島(鬱陵島)の二つの島は、蔚珍縣の真東の海中に位置した別の島である。そしてこの二つの島は、互いに離れてはいるがそれ程遠くないので、天氣が清明な場合は互いに望見することができる、と付記されている。

上記の如く説明した証拠により、この于山と鬱陵の二つの島は、決して同一の島を指し示すものではなく、明確に二つの分離された島として認めざるを得ない。日本政府は、このように明確に認められた事実を卒直に認めようとはせず、むしろこの事実を否認する企図の下に、上記本文に付記されている次の一節だけを無批判に引用している。即ち『世宗実録』の前記本文に付記されている、

「新羅時称 于山国 一云 鬱陵島」とあるのと、『新增東国輿地勝覽』の前記本文に付記されている、

「一説 于山鬱陵本一島」とあるのを引用提示した。しかしこのことは、この記事が表示する如く、その前者にあっては、新羅時代においての「于山国」を語ったものであって、「于山島」(『輿地志』で于山島が于山国の一部であることを表示)を語ったものではない。そしてその後者においては、莫然とした「一説」にすぎないのである。

したがって引用文は『世宗実録地理志』と『新增東国輿地勝覽』が編纂された当時、二つの島が二つの名前で確認された事実に影響を及ぼすものでは決してない。さらに地理的知識が発達していなかった時代においては、同一地域に異称が生じて、これが原名と混用され、さらに後になって二つの場所、二つの名前に分れてゆくという実例は、一つ一つ列挙し難いのだが、特に、日本の学者・田保橋潔氏の松島・竹島に関する学究的な論証においても、見つけ出すことができるのである。即ち田保橋潔氏は、日本が当該の地域に対して地理的知識が欠乏していた明治初期において、松島・竹島という名称が鬱陵島一島を指し示し、後にそれが再び鬱陵島と独島(日本のいわゆる現在の竹島)をそれぞれ指し示すようになった。同時に鬱陵島を指し示す竹島という名称が、独島(鬱陵島の附属島)の名称と呼ばれた、という事実を学究的に論証したのである。

日本政府が、『世宗実録』と『新增東国輿地勝覽』に明確にあらわれている、于山・鬱陵二島認知の事実を認めるべき本文の記事を故意に無視して、ただ根拠のない説を引用提示したり、又は于山国を故意に于山島と見做そうとする、その態度は、日本政府の所期の目的に何ら役立たないばかりか、むしろ日本政府が、この問題を公正無私に取扱

おうとする意思が無いのだという事を明白に表現しているにすぎない。

日本政府はまた、『文献撮録』の記事を挙げて、于山島・三峰島・鬱陵島の三島が同一の島であったという論拠を組み立てているが、それは『文献撮録』自体が、李朝末葉の単純な個人随想に過ぎなかつたのであり、また『世宗実録』の如く、歴史的・地理的事実とその変遷を明らかにするの役に立つ文献的価値は皆無である、ということ指摘しなければならぬ。このような論拠の提示で以て、日本政府が下すその結論こそまさに牽強附会の理論に過ぎない。

2、日本政府は、安龍福に関する『肅宗実録』の記事を、安龍福が帰国後、韓国防衛当局によって調査を受けた時の陳述に基礎を置いているものであって、非常に仮想的なものだと主張しているが、『肅宗実録』の中の記事は、安龍福事件の顛末を明示してくれる歴史的事実であつて、一片の声明とか仮想的なものではないのである。韓国政府はこの歴史的事実を明確にするために、本件に関し重ねて次の如く説明したい。

『肅宗実録』(卷三〇)二二年九月、戊寅条には、間違ひなく次のような記事が記録されている。

「備辺司(当時の特殊國務委員会)が安龍福等に問うに

ころの鬱陵島と于山はすべて于山国である。于山は日本のいわゆる松島である。東萊安龍福は日本語が巧みだったが、船で三昼夜をかけて鬱陵島に到着した時、日本船が東側から来るので、安龍福が仲間合図して日本人を拘束するやうに言ったところ、船員たちが怖じけて取り押えられなかつた。安龍福が一人で前面に出て曰く、何故にわが領土を犯したのか、と。日本人が答えて曰く、本来松島に向かうところだったので直ちに行く積りである、と。安龍福は追いかけて松島に到り再び叱責する言には、松島とはつまり芋山島であり、これが我が領土たることを君たちはまだ聞いていなかったのか。とその釜をこわしたので日本人が大変驚いて去って行った。」

即ちこの時、安龍福等が鬱陵島で日本人を発見して不法侵犯を叱責し、于山(芋山)島(独島・松島)まで追いかけて、日本でいわゆる松島はつまりは我国の于山島であることを論駁して、日本人をして退去させた。安龍福等が、これより三年前の肅宗一九年(一六九三年)にも、鬱陵島に出漁して不法侵犯を行った日本人に強制的に逮捕された後、その年のうちに送還されたことがある。この時から韓日間には、鬱陵島(日本人のいわゆる竹島)附近の漁業問題をめぐって三年間紛糾を重ねた末に、肅宗二三年二月

……本島(鬱陵島)に到り……日本の船がまたもたくさん来泊していた故船員たちが皆驚いて声を上げて、鬱陵島は本来わが国の領土である。日本人はどうしてわが国の領土にやって来て侵略するのか、と船首に近寄って叱責したところ、日本人が言うには、われわれは松島に向かうところを、魚を獲ろうとしてこの度偶然ここに来てきたが、当然ながら本来の場所に戻りませう、とのことだった。これに対して、松島とは即ち于山島であり、これまたわが国の領土である。君たちは取てそこに行くことができるか、と叱責した。翌朝船を漕いで于山島に着くと、日本人がまさに鍋で魚を煮ているところだったので、鍋をひっくり返し、船をたきながら大声で叱責した。日本人らは全員を集めて船に乗せ、帆を上げて去っていった。」

また『増補文献備考』(卷三一)蔚珍于山島鬱陵島の条にも、次の如き記事がある。

「島は蔚珍島の真東の海中にあつて……成宗二年には別に三峰島(の存在)を告げる者があつたので、ここに朴宗元を派遣し調査させた。風浪のためにたどりつくことができずに帰ってきた。一行は鬱陵島に一泊して、ただ大きな竹と大きなアワビを持って帰ってきた。彼らが言うには、島の中には人が住んでいなかった。『輿地志』で言うと

(一六九六)にいたつて、日本政府は、鬱陵島(竹島)及び鬱陵島から僅か四九海里の距離にあつて、また島根県隠岐島からは約八六海里の海中にあるその附属島(独島)が、韓国の領土だということを再認定し、以後日本人のこの地域への出漁を禁止した。しかしその後日本人の不法侵犯があつたため、上記の如く、安龍福等は肅宗二二年秋に再びこの島に渡航して、不法出漁した日本人を追つて、日本でいわゆる松島が即ちわが国の于山(芋山)島(独島)であるということ語り、彼らをしてこの地域を撤退せしめた。この時、安龍福等一名は再び日本漁船を追つて、玉岐島(隠岐島)を経て伯耆州にまで到り、韓国の領域たる鬱陵、于山両島を侵犯した島主を問責し、その罪状を直接江戸城の関白(將軍)に伝える積りである、と主張した。

上記の一連の事実があつた後、日本政府は鬱陵島と于山島(日本人のいわゆる松島)が韓国の領有であることを確認し、この二つの島が、古代から于山国の領土として韓国に帰属するということが確認された。以後韓国政府からはこの地域に三年に一度担当官を送つて、日本人の侵犯の有無を調査させることとしたのである。この事実があつてから一四〇年後の憲宗三年(日本の天保八年、一八三七)には、日本政府は「韓国の竹島」(鬱陵島)に密貿易し、石

見国、浜田藩八右衛門」を死刑に処して、韓国政府に対する約束を守る一方、両島に対する韓国の主権を尊重するという約束も守った。

こうした厳密な歴史的事実があるにもかかわらず「肅宗実録」にあらわれる安龍福の記事を、仮想的・無根拠云々という日本政府の論調は、歴史的文献の価値を一方的に抹殺しようとする悪意の態度と見做さざるを得ない。

韓国政府が安龍福を追放したのは、国法で出入を禁じていた遠洋水域に出漁した、その違法行為に対する措置であって、断じて国土の主権問題とは関係ないのである。安龍福はむしろ、于山・鬱陵両島に対する韓国の主権を、日本政府に再確認させるといふ赫々たる功績があったことに照らして、当初の死刑が減刑されて追放になったに過ぎないことを知らねばならない。日本のいわゆる竹島の地域が、日本の主権下にあったことがないということを、日本政府が公認した事実としては、次のことを挙げ得る。

江戸幕府の成立に前後して、伯耆州の漁民たちが、于山島渡航の許可を求めて当局に請願したところ、特に日本の元和四年（一六一八）には、江戸城より伯耆州の主・松平新太郎に「朱印」を下賜して、これを所持した漁民に毎年竹島地域に出漁させた。朱印というものが、その当時日本

政府が外国との貿易を公認した船員に限って給付された証明であることは、日本史料にも明白にあらわれているのである。この事実だけからしても、竹島の地域が当時韓国の主権下にあったことを、日本の上下各界が自認していたことがはっきりと分る。

3、独島が韓国に所属し韓国人によって利用されたという証拠として提示した事実に関する韓国政府の見解に、日本政府は、文献の利用に誤った解釈があるということ、証拠が全て不正確である、との反対理論を提示したが、日本の反駁こそまさに、次の理由により根拠がない。

(a) 独島を鬱陵島の属島だとする鬱陵島郡守沈興沢の報告書に対して、日本政府は、韓国側から確実な引用の出典を提示しなかったとしてこれに対する見解を回避したが、その原本は現在わが国政府の公文書綴中に保管している。大韓民国政府は、一九五三年九月九日付大韓民国政府の見解において指摘した如く、独島は鬱陵島郡守の管轄下にあったというのを再度言っておきたい。ここで一九〇六年、鬱陵島を訪問した神西一行に言及して日本政府は、郡守沈興沢にアシカ一頭を進貢したというが、こうした事実はないのみならず、「郡守はこのように神西一行を迎えなかつただろう」云々の日本政府の主張は、つくりごとすぎな

い。

これに関連して大韓民国政府としては、その当時日本人たちは、帝国主義日本が韓国に強要したが故に韓国政府がこれを無効と認定している、全ての関係条約と協定を口実として、不法に韓国領土に上陸して、調査等を思うままに行ない得たという事実を、日本政府に想起させたい。

日本政府は、帝国日本が一九〇四年二月に、いわゆる韓日議定書を韓国に強要したと、神西一行が鬱陵島を訪問する一ヶ月前の一九〇六年二月に、いわゆる統監府を設置したということを想い起こさねばならない。

(b) 島根県誌にあらわれた中井養三郎の件について日本政府は、「この本には大韓民国政府が主張する如く、中井が農商務省に対して、当時の韓国政府より独島の貸与を受ける許可を得ようとして出願した、という一節はない」とし、続いて、確かに次のような一節があった、と言う。「竹島を韓国領土と信じたが故に、中井は東京に行って、韓国政府よりその島の貸与を申請することを、同人に許可するよう農商務省を説得しようとした」。

それならば、日本政府が提示したこの一節は、大韓民国政府が主張した意味と何が異なるのか。たゞ農商務省に出願した」ということと「説得しようとした」ということが

ちがうだけである。中井が独島を韓国領土と信じたが故に、東京に行って、韓国政府から貸与を受けるべく運動したのは事実である。日本政府は、中井が隠岐島庁に提出した竹島に関する理由書にもとづいて「上に引用した一節は編纂者側で何らかの誤解をした結果だろう」と主張した。

この点において、日本政府は、引用された一節が全く著者側の何らかの誤解の結果である、と明言するが、韓国政府は、日本に不利に引用された文章が全て、著者や編纂者側の誤解として生じたものである、という日本政府の主張を了解するには大変な困難を覚える。

要するに、中井が韓国政府から独島の貸与を受けるべく運動した（あるいは運動しようとした）ことは、一九〇四年（日本が独島を島根県に編入したと称する年の一年前）のことであって、この時日本人が独島を韓国領土と信じていたのはかくれもない事実であり、また実際にも、独島は韓国領土であったというのが事実である。このことで以て、独島が本来韓国領土だということを証明して余りある。

(c) 桶口雪湖の論説の中にある「竹島と鬱陵島は日本海最東端にある朝鮮領土云々」という言葉について、日本政府は「著者の誤解であって……事実の無知から生じた云々」と言うが、著者は自己の知識のままに、独島は韓国領土だ

と明記したのである。著者と日本人学者は、いわゆる島根県庁の独島編入後二五年を過ぎて尚、この島を韓国の領土と見做したのである。

(d) 日本海軍省から発行した水路誌について日本政府は「水路誌は使用者の便宜にもついでに編纂されたのであって、その島の領土管轄を処理するためのものではない」と主張する。また日本政府は「竹島が鬱陵島附近の航海に係るが故に鬱陵島とともに言及したのである。同時に竹島が隠岐島附近の航海にも関係するので、『日本本州沿岸水路誌』の『日本本州西北海岸東南方海』において言及される」と主張し、且つ水路部当局が、竹島を鬱陵島の属島として取扱わなかった、と主張している。

ここで試みに、一九三三年に発行した『朝鮮沿岸水路誌』と『日本本州沿岸水路誌』を持ってきて、竹島に関する記事の精粗と軽重を比較してみよう。

『朝鮮沿岸水路誌』第三編、朝鮮東海岸の「鬱陵島と竹島」の条で、竹島の位置・地勢・産物・その他の事項を詳細に記述したの比べて、『日本本州沿岸水路誌』第二巻・日本海岸の「隠岐島と竹島」の条では、単に竹島の名前だけが記載されているだけである。(もし竹島が本来日本の所屬であったとすれば、『日本本州沿岸水路誌』にお

て、その位置・地勢・産物等を詳細に記述しただろう。)これは本来、独島が鬱陵島に属する島であり、且つ、地理的に鬱陵島に属するのが最も合理的だからである。上記記事実より判断して、日本水路部当局が独島を韓国領土として取扱わなかったのは明白な事実である。

(e) 『朝鮮沿岸水路誌』に記載した、日本戦艦対馬の報告事項における竹島に対する記事に関して、日本政府は、ある部分是对馬の報告に根拠を置き、またある部分は『水路誌』の編纂者が伝聞にもついでに後につけ加えたものである、と主張しているが、そのように分析すべき何らの理由も、われわれとしては見出し得ない。よしんばそのように分析するとしても、日本海軍省が『水路誌』を公刊誌として編纂したものであるが故に、『水路誌』の編纂者が任意に虚構の事実を記載したのでは決してなく、確実な資料に依拠して記載したものと見なければならぬだろう。記事の原文を次に引用・検討すれば、

「島上は家屋を建築するには極めて狭く、一九〇四年に軍艦対馬がこの島を実測した時には、東方島に漁夫用の菰草小屋があったが、風浪のために著るしく破壊されていたという。毎年夏になるとアシカをとるために、鬱陵島からこの島にくる者が数十名に達したこともあった。彼らは島

上に家を建てて、毎回約一〇日間仮住いをしたという」(『朝鮮水路誌』第三編「鬱陵島と竹島」)。前後の文脈から見て、戦艦対馬が独島を実測した時に発見した菰草小屋は、鬱陵島の住民が夏季の漁撈のために建てた小屋であることは、否認し得ない事実である。

したがってこの島は、従前より鬱陵島住民が常に利用していたということは確実である。そして大韓民国政府は前記記事中の、鬱陵島から独島に来た人というのは、日本人と彼らに雇用された韓国人である」という日本政府の断言は、全く根拠のないことであると認定するものである。

4、第一次韓日協約第二項は「韓国政府は、日本政府が推薦する外国人一名を、外務部の顧問として雇傭しななければならない」となっていたのだと言ひ、「事実米国人ヌティーンヌ氏が雇傭された」と、日本政府は論ずるが、実際に日帝は、韓国の外交権を奪取するために、ヌ氏を手先として韓国の外交顧問に採用するよう強要したのは、歴史が証明するところである。

日帝の侵略に、米国人ヌ氏が責任を負わねばならず、日本帝国主義は責任がないかの如き論調を、日本政府は行ったが、これは道理に合わないのみならず言語道断である。また日帝の侵略は、韓国の全域を対象としたし、韓国領土

の奪取を企図したのである。日本政府が主張する如く「露日戦争期間中、韓国の領土保全を保護する目的を遂行するために、必要な戦略上の場所を暫時占領できるようにする協定と同じ」という日本政府の論調は首肯できない。その理由は、日本政府は「暫時」という言葉を使っているが、実際には当時の日帝政府は、永久的且つ根本的な侵略計画の下に、全てのことを遂行したのである。大韓民国が、この二つの協定の無効を主張する理由の一つである。

5、「講和条約の領土条項は、一九四六年一月二九日付 SCAPIN 第六七七号の、SCAP 覚書にもついでになされた、日本の統治上又は行政上の権能の停止措置を、実質的变化を加えることなく確認したものであった」と韓国政府が主張したのに対して、日本政府は「しかし……日本の権能が上記覚書にもついでに停止された北緯三〇度以南の南西諸島については、北緯二九度以北の諸島は一九五一年一月二五日付 SCAP 覚書で、日本政府が行政管理権を回復し」と主張する。日本政府は、日本の行政権が停止された地域の一部を日本に返還する一九五一年九月の対日講和条約の調印以後、SCAP 又は米国政府が取った措置を列挙しているのである。しかし、一九五一年一月二五日付 SCAP 覚書又は米国政府によって、日本政府の行政管

理権を回復した、と日本政府が主張するこれらの島は、米國を唯一の管理者として指定した、国連の信託統治下にあった島にすぎないのである。

既に日本政府に指摘した如く、SCAPIN第六七七号にも、また対日講和条約にも、独島領有に対する大韓民国政府の正当な主張に矛盾する条文はない。そしてこの条約の第一章第二条(a)項に関して、大韓民国政府は「三つの重要島嶼の列記は決して、独島を韓国の領有から除外しようとするものではない」という見解を持っている。また、鬱陵島の一属島としての独島が、この平和条約によって、鬱陵島と同じく、韓国の領域として承認されているという意味にも解釈される。

二、日本政府からの「徳川三代將軍家光の時代に、幕府から米子の町人大谷・村川両家に対して竹島の支配が許可され、鬱陵島に渡航する時は常にこの島が中間碇泊所として利用され」且つ「竹島周辺において日本人が漁撈に従事した」とする論拠について、大韓民国政府は決して納得しないし、米子の大谷・村川両家は、鬱陵島（日本では当時いわゆる竹島）方面に遠洋漁業を行う許可を得ただけであって、日本政府が主張する如く「竹島を支配することとなった」のではないことを指摘せざるを得ない。この問題に

ついて韓国政府は、前項の第二節で仔細に論じているので、ここで更に敷衍する必要はないと考える。

日本政府は『隠州視聽合記』（『隠州見聞録』一六六七年）と『大谷九右衛門手記』（一六八一年）の二つを証拠文獻として提示しているが、これらの文獻は、日本の鬱陵島方面侵略時代（一六一四年から一六九七年まで）に著されたものである。韓国政府はこれを、証拠としては無効であると考え。のみならず、これに関連して韓国政府は、日本国民の鬱陵島方面への出漁を禁止する、という日本側の決定が、一六九七年に韓国政府に通告されたという点を指摘しておく。

日本政府は数枚の古地図を挙げて、独島が中間碇泊地として使用され、且つ当時の国民が、この島に対して正確な地理的知識を持っていたと主張している。しかし大韓民国政府は、日本政府の右主張が、独島の領有問題とは何ら関係がないのだという見解を有する。地図の価値については、原因が存在しないので韓国政府の見解を提示する術がない。前述した如く、鬱陵島に対するいわゆる「空島策」は、鬱陵島とその属島たる独島に対する領有権の放棄を意味するものではない。それ故大韓民国政府は「韓国政府当局が鬱陵島に関して、李朝初期以来長期間『空島策』を続けた

という事実を照して、韓国は、鬱陵島より一層離れた独島に、行政的又はその他の支配を拡充したと考えるべき理由がない」という日本政府の論調は、到底容認することができない。韓国が李朝の世祖以来、北方の四郡に対する「廢止政策」を取ったことから理解できるのであるが、いわゆる「空島策」というものが、領土に対する行政権の放棄を意味するのでないことは明白である。日本政府はいわゆる「空島策」について論駁しているが、三年に一度ずつ、鬱陵島と独島地域に、韓国の担当官が派遣されていたという事を想起しなければならぬ。

三、日本政府は、現代国際法の下での領域の取得要件として、

- (1) 領土を獲得しようとする国家の意思
- (2) 国家意思の公的発表
- (3) 領土を支配する適当な勢力の樹立を挙げている。

しかし「日本が竹島に対して、現代国際法にもとづく領有要件を全部充足させた」という日本政府の見解は、ここに次の如く反駁される。

(1) 日本政府は一九〇五年一月二八日の閣議において、独島を日本領土の一部として獲得しようとする意思を有し、

竹島を日本領土に編入することに決定した事実を指摘して、日本が領土先占要件の一つたる「領土を獲得しようとする国家の意思」というものを充足させた、と日本政府は主張する。しかし既にくり返し述べた如く、独島は韓国領土の一部だったのであって、決して国際法上の先占の対象とはなり得ないものである。したがって、疑いもなく韓国領土の一部たる独島が、あたかも無人島であるかのような前提の下に、議論を展開したのは全くナンセンスなのである。また、一九〇五年一月二八日に日本の閣議において、韓国領土たる独島に対して、領土編入を決定した、という主張は、帝國主義日本の侵略的な政策から出たものであると断定せざるを得ない。

(2) 第二の要件について韓国政府は、日本が「領土先占に關する国際法下の取得要件としての国家意思の公的発表という要件」を充足させたとする日本政府の論議を、妥当なものとするにはできない。島根県庁の告示というのは、ひそかに施行されたもので、外国には勿論、日本の一般国民にも知られなかった。それ故これは決して、一国家の意思の公表と見做すことはできない。日本が、無人島でもない韓国領土の一部たる独島を、日本領土の一部として編入させることは、全く不可能なことである。

(8)最後に、いわゆる領土を支配する適当な勢力の樹立に關しては、日本政府は、竹島に対して日本の官吏をして現地測量を行わしめ、且つ竹島水域のアシカ漁業に許可制が採用されたと主張する。しかし、特に一九〇四年以来、日本帝国は韓国全土の強制占領を目的として、測量その他の名目の下に公然と韓国侵略を企図した。いわゆる測量又はアシカ漁は、日本の侵略行為にすぎず、国際法下の「領土支配権の継続的行使」とは關係ない。

大韓民国は、一九四五年八月一日に解放されて以後、完全に独立することとなった。それ以後駐韓米軍政時代にも、韓国はこの島を日本に割譲したことはなく、したがって独島は韓国領土の完全な一部として、大韓民国が維持してきた。

四、日本政府は二冊の韓国書籍に關して論じつつ、あたかも韓国が、以前には、また竹島が一九〇五年島根県の管轄下に入ったと称した時以降も、長期間竹島を韓国領土と見做さなかったかの如く言及している。しかしこの議論については、ここで次の如く反駁しようと思う。

『大韓地誌』(玄采)と『韓国痛史』(朴殷植)に言及して日本政府は、この両書の著者が独島に対して関心を持っていたとすれば、独島を取扱っただろうと主張している。

国の属領として記述した。この事実からしても、日本がこの島を韓国領土の一部と見做していたということが分るのであり、また田淵氏は、当時の独島領有権について事実そのままを記載したのである。

日本海軍省編纂の『韓国沿岸水路誌』(四五頁から四五二頁まで、明治四〇年発行、改訂第二版)には「韓国人は「松島」と書き、日本の漁民は「リヤンコ島」と呼んでいる」と記載している。この事実だけからしても、韓国人は「独島(石の島)」という非常に適当な名前を使用し、日本人は「リヤンクールロックス」という外来の名前のみを使ったことを、日本政府(海軍省)が認めたとしたこと、を充分に表わしている。この島に關する歴史的・現実的背景から判断して、大韓民国政府は「竹島は昔から日本領土の一部である」との日本政府の結論が、根拠のないものと確信している。

『日本歴史辞典』(第一巻六二二頁、C項一六一―一七行参照)には、現在の竹島という名前が、鬱陵島の一属島の呼称として使用されるようになって、その外国名「リヤンクール」云々と註記されている。このように、日本人が普通「リヤンコ島」と呼んだ竹島が、鬱陵島の属島だという事実は、この辞典によって確認されている。

しかし、両著者が独島に言及しなかつた理由は、韓国を概説するためのこうした書籍において、無人島の如きもの名を記入する必要がなかつたこと、そして、両書の叙述の目的が他にあつたところにある。これに關連して大韓民国政府は、日本の文部省が日本人の学校用として取扱った現代の地図が、決して独島を日本領土の一部として取扱っていない、ということ、そして、日本全国教育圖書株式会社が、一九五二年六月一〇日に発行した『標準世界地図』の第6版には、漢字「竹島」の読み方として「たけしま」の代りにローマ字で「CHUKDO」、日本の仮名で「チュクド」とだけ書かれていることを、日本政府に想起せしめたいと思う。

このように、この島の名前が韓国語の発音となっており、これはこの地図の序言に特に指摘された如く、この島に対する韓国の主権が承認されたということを意味する。また他方から見て、独島が鬱陵島の属島であつたということは、日本が独島を島根県に編入したと称する当時の文書に完全に記録されている。このことは『韓国地理』を編纂した日本学者・田淵友彦氏が明白に明言した。同書(『帝国百科辞典』一三四卷、一九〇六年、第二版)三〇八頁と、この書に添付された「韓国全図」でも、竹島(リヤンコ)を韓

五、要するに前述した如く、日本政府がいわゆる歴史的事実の依拠したとする独島に關する言明は、独島が韓国領土の完全なる一部分であるという確固たる事実、何らの影響も与へはしない。今や独島に対する韓国の領有権の主張は、数回にわたり反復表明した如く、地理的にも、法律的にも、正当且つ適切であることが明白となつた。これによって大韓民国政府は、矛盾と臆測に満ちた「一九五四年二月一〇日付、亜二第一五号、外務省覚書として独島領有権に關して日本政府が取つた見解」を容認することができない。

最後に、大韓民国政府は、独島が韓国領土の完全なる一部分であることに、全く疑問の余地なきことを再度言明しておく。

一九五四年九月二五日、東京において

(高麗大学亜細亞問題研究所日本研究室編『韓日關係資料集』第1集、一九七六年一月刊より三滿照敏訳)

註・右に訳載した韓国政府の見解は、韓国外務部政務局『独島問題概論』(一九五五)から、『韓日關係資料集』に転載されたものという。この他に同じ日付の韓国政府の見解のテキストとしては、『韓国年鑑』(一九五五年版)にも見ることができ、その全訳と思われるものが「韓陽新聞」

(一九五四、一〇、九)にある。両者は大意において差はないが、表現上若干のちがいがあつたことを付記する。

資料(3) 朝鮮民主主義人民共和国側の見解

わが国の領土たる独島は、決して誰の籠絡物ともなり得ない。

日本の福田首相は去る五日国会において、鬱陵島東側にあるわが国の島である独島に対する「領有権」を主張しつつ、独島を中心として自国の領海を設定する用意がある、と言明した。

独島は、はるかな昔から世界に公認された伝統的なわが国の島である。

はるかな昔から世に公認されて、資料によつても伝統的にわが国の島であることを考証された独島に対する日本の「領有権」の主張と、独島を中心に「領海」を設定しようとすることは容認できるものではない。

日本支配層が独島に対する「領有権」の主張を打ち出しているのは、独島とその周辺の豊富な自然資源が欲しいというただそれだけのことではない。

それは同時に、独島とその周辺海域に対する「領有権」と「領海権」問題を持ち出して、親米、親日の走狗たる朴

のため「独島問題」は提起しないだろうと、公然と云いふらしている。

これは、独島を占有したいのなら占有せよ、ということではないのか。

傀儡たちは、かつて日本側が独島に対する「領有権」の主張を打ち出した時も、それが「日本の国内事情故にそのように語つたのであらうとか何とか言つて、彼らの主張を積極的に擁護し、甚だしきは、金鍾泌の如き親日の走狗は、独島が「韓日親善」の障害となるなら、それを爆破してしまつても「韓日関係」に支障をきたしてはならない、などと言ふことを吐くことまでしている。

日本とその独占資本に(自らの)命脈がかかつている南朝鮮の傀儡たちは、かつての主人の不法を嘆くかに見えて「韓日親善」だけを念仏の如くとなえつつ、彼らの前に一層腰をかかめて、へつらい、屈従しているのである。

傀儡たちがこのように卑屈をこととするが故に、日本支配層はいろいろの方法で、朴正熙反逆徒党を、おだてたり圧力を加えたりして、売国の逆賊・李承晩も敢て署名しなかつた第二の「乙巳保護条約」たる「韓日協定」に調印することができたのである。

朴正熙傀儡徒党は、犯罪的「韓日協定」を通じて、「基

正熙反逆徒党を操縦しつつ、それを不純な政治的目的に利用しようという本心をあらわしたものである。

日本当局は、南朝鮮傀儡たちと犯罪的な「韓日会談」を開いていた時も、いわゆる「独島問題」を持ち出し、それを政治的取引の材料としつつ「韓日協定」をデッチ上げた。

彼らが、今再び独島とその周辺海域に対する「領有権」と「領海権」を持ち出して脅しをかけているのも、こうした意図の発露である。

福田の発言は今、南朝鮮社会と人民の中で大きな物議をかもしている。

しかしながら、売国逆族たる朴正熙傀儡徒党は、今度も日本側の主張にまともな抗議の一つもつきつけることができないうでいる。

日本の国会において、福田が独島に対する「領有権」とその周辺海域に対する「領海権」の主張を打ち出した時、南朝鮮の傀儡たちは、日本の主張は今回が初めてではないとか、驚くことはないとか、とそれがまるで当然の如くい

なしている。
また傀儡たちは、来る一八日から東京で開かれる予定といわれる「韓日外相会談」においてさえも、「会談の進捗

本関係条約」という名のもとに、日本の侵略勢力の南朝鮮再侵略を合法化し、「請求権協定」という名のもとに、三六年間の朝鮮強占期間に日帝が朝鮮人民に及ぼした人的・物的被害に対する賠償を、三億ドルの金、それも「援助」と「独立祝賀金」という名目で処理し、「漁業協定」という名のもとに、百余万漁民の生命線たる南朝鮮沿岸の漁場をさし出し、「法的地位」という名のもとに、在日朝鮮公民の死活にかかわる民主主義的民族権利を売り渡した。

これはかつて李完用一味が、「乙巳保護条約」を通じて国を日帝に売り渡したのと全く同じ手法である。

今回も日本支配層は「独島問題」を持ち出して、独島に対する「領有権」のみならず、その周辺海域に対する「領海権」までも主張することによって、独島周辺で漁業を営なむ南朝鮮の漁民を追い出して漁場を独占しようとする底意を露わにしたのに、抗議の一つさえきっぱりと行なつたことがあるのか。

傀儡たちが行なつたことがあるとすれば、(それは)世論の圧力に耐えかねて、さも独島に対する日本の「領有権」の主張に反対するかの如く、止むを得ず外見をとりつくる

ってきたことだけである。
これは人民を欺くための小細工にすぎず、実際において

は、全てを日本支配層の主張するがままになっている。
福田が、野党議員たちの質問に対する国会答弁において、
独島の「領有権」の主張に対して、相手方からいかなる意
見も提起されなかったと語ったのは偶然ではない。
朴正熙徒党は、日本が「独島問題」を国際裁判所に提訴
する用意がある、と騒ぎ立てていることに對しても、ぐず
ぐずしている。

わが国の領土たる独島を「国際紛争問題」にすりかえて
おいて分け前に与ろうということに對してさえ反響を加え
得ないでいる傀儡たちの行動を、一体何と評価すべきだろ
うか。

このことは、朴正熙傀儡徒党が、領土まで売り渡す第二
の乙巳五賊の一味であり、外部の侵略勢力と同じ穴のムジ
ナであることを物語る。

しかし南朝鮮傀儡たちの反逆賊策動は、決して実現され
ることはない。

わが国の不可侵の領土たる独島は、誰の籠絡物でもあり
得ない。

朝鮮の主人たる朝鮮人民以外には、何人も独島の領有権
を主張することはできないし、それを不純な政治的取引の
手段と考えてもならない。

し合いで解決した例はほとんどない。一度奪われた国土の
回復がいかに困難であるかは、北方領土問題を考えれば容
易に想像がつくではないか。いまにして政府がためらい、
事態を放置するならば、解決はますます困難となり、悔恨を
千載にのこすことになろう。政府は、早急に不法入国者対
策をたてるべきではないか（横浜市 菱沼俊雄 会社員
五五才。朝日新聞一九七七年一月二日付掲載）。

「『あれだけの広い領土をもつソ連が、何でちっぽけな
島にこだわるのか』。福田首相は日本を訪れたソ連のグジ
エンコ海運相に話したという。ソ連に不法占拠された日本
固有の領土として返還を求めるとは、当然の権利であろう。
ならば日本海に浮かぶ竹島はどうか。十年も前の国会で、
当時の三木外相は『竹島の問題を日本から提起する考えは
ない』と答弁して、その後一貫して沈黙を守り韓国の自由
に任せている。『定住が事実であれば、竹島はわが国の領
土なので、しかるべき措置をとる』と外務省はいつている
が、しかるべき措置とは何だろう。国民向けのポーズだけ
で本当は領有権を放棄しているのではないか。韓国外務省
から『一時的滞在で定住ではない』との回答をよこしたと
いうが、この回答で日本は満足して問題打ち切りなのか。
竹島を占拠された時点で、しかるべき措置がとれなかった

わが人民は、自国の神聖な領土を切り離そうとしたり、
それを売国取引の材料として考えようとするいかなる試み
も絶対に許しはしないだろう。
そうした無分別なことを行なう者は、歴史の懲罰を免か
れ得ないだろう。

リユ・ゲホアン

（一九七七年二月一日「労働新聞」より三満照敏訳）

資料 (4)

新聞投書欄にみる日本国民の竹島＝独島観（一九七七・
二一七八・六）

「韓国の漁民が竹島に本籍を移し、住みついたという。
ついに来たかと思う。国際社会では、法よりも既成事実が
先行する。私は十数年前、竹島と尖閣諸島が隣国の軍隊に
占拠されたと聞いたところから、この時あるを憂えて投稿
したが、日の目を見なかった。たかが無人の孤島といつて
はならぬ。地図を広げ、日本海に十二海里領海と二百海里
経済水域の線をひいてみれば、だれにでもその重要性は分
るはずだ。金大中事件では騒いだマスコミも、また政財界
も、政治や経済上の思惑がからんでか、より重大な国土主
権の侵害に目をつむってきた。古来、領土問題が平和的

のに、着々と既成事実を積みあげられたいま、何らかの措
置をするほどの勇気が政府にあるのか。これまで韓国に對
し、終始低姿勢をとり続けるのはなぜだろう。はれものに
さわるような日本の気弱な態度が韓国を増長させているの
ではないか。痛い急所でもにぎられ、その弱みにつけこま
れているような気がしてならない。竹島が日本固有の領土
であれば、わが国は毅然とした態度を示し決着をはかるべ
きである」（田川市 高山駒雄 無職 六六才。朝日新聞
同日付）。

「右を向いても左を見ても暗い材料ばかりあふれている
今日、とくに不安でならないのは竹島の問題である。韓国
は、このところ機関銃座を設置し、警備隊を駐とんさせて
既成事実を固め、自衛の構えを見せている。領有権を誇示
する標識のニュース写真を見たが、これが一年も前に構築
されていたとは寝耳に水である。この事実をキャッチし得
なかった政府の怠慢は責められるべきであろう。わかつて
いながら、国内世論を恐れて発表を控えていたとするなら、
改めて領土問題と取り組む姿勢を根本的に問わねばなら
ない。韓国漁民の島内移住が伝えられたときも多くを語らず、
ひたすら国民の関心が遠のくのを待つといった態度であっ
たが、責任者が現地確認をするとかの積極さは見られな

ったようだ。いたずらに外交的紛糾を好むものではないが、正面切って堂々と主張するところは主張し、きぜんたる態度で臨んで欲しいものである。国民の前には安易な希望の見解ばかりでお茶をにごし、ことの真相を明白にしないのは、問題の解決には逆効果である。野党から事実をつきつけられてしぶしぶと最小限度の答弁をなし、専ら韓国を刺激しないよう、きゅうきゅうとしているのはどうしたことか。領土問題だけは後世に悔いを残すことのないよう善処して欲しい」(熊本市 大塚武雄 無職 六五才。朝日新聞七七年一月二九日付)。

「竹島問題について園田外相は十六日の参院外務委員会『早期に決着をつける努力をしなければならぬ』と答えた。去年の秋に韓国側が既成事実を積み上げようとしていることが報道された時、『しかるべく国際司法裁判所に提訴』と国会答弁があったと記憶するが、まさか今まで放置しておいたことはあるまい。日本の三十数年におよぶ植民地支配を受けた韓国としては『距離も近いし、既成事実もある。無人島の一つぐらい』と領有を主張するのが国民感情と思う。過去の罪ほろぼしとして、日本の世論が同意すれば、もちろん問題は無い。しかし現在のいろいろな状況から考えて、その期待は乏しい。とすればこのまゝ放置

しておいては、ますます既成事実を積み上げられてしまっただけだ。日本の領土という前提で、すべて日本側が一方的に押しまくることは、もちろん出来ない。日韓双方が証拠を十分に合せて、双方の国民が納得する方法で解決するのが、最も良い方法である。現在の段階で手続きがどの程度進められているのか、外務省あたりの説明がほしい」(北九州市 木須貴也 学生 二一才。朝日新聞七八年二月二八日付)。

「日ソ間には『未解決の諸問題』として北方四島の問題があるが、日韓の間にも同様に未解決の竹島問題がある。政府も、国民もまた、北方四島の問題には極めて敏感で永続的な関心を持っているが、竹島問題については、時おり何かのついでに報道されているだけで、関心は金大中氏と地下鉄問題にしばらくは移られているようだ。しかし、竹島は北方領土以上に、その帰属について早急に解決すべき問題である。地図上、国際上の問題とは関係なく、現実に韓国住民と警備兵がいる以上、実質的に韓国領有となっていることをまず認めるべきである。それが不当な行為であり、日本の主権どころか領土の侵害ならば、金大中事件以上の大問題である。それなのに、政府の対応は、単に大使を通じる抗議や声明だけで本腰で交渉してはいない。なぜか。日韓

の黒い霧があばかれつつある現在、何かを邪推することも可能だが、それをさておいて、事は領土問題であり、領海にも影響するだけに、政権や政治体制をこえたものであり、いわゆる『政治的判断』の余地のない問題である。竹島問題さえ解決できずして、北方四島の解決などできるわけがない」(横浜市 佐々木和夫 会社員 四三才。朝日新聞七八年二月二八日付)。

「こんどの尖閣問題がはたして領土問題なのか、それとも偶発事件なのか、私にはまだ判然としない。ただ、この問題にからんで思いつくのは、一時騒がれた竹島問題はどいうなったのかということである。韓国は、それを自国領土だと主張し、漁民を移住させたというニュースが大々的に伝えられたが、その後の後始末の結果は、日本国民には正確に伝えられていない。なぜ私が、そんなことを持ち出すかという、日米加漁業協定でもそうだったが、友好国ということで、不平等条件をそのまま日本側は受け入れてきた。それが、日ソサケ・マス交渉などで、日本を不利な立場に立たせて来たことは周知の事実であるからだ。もし、竹島問題でも韓国の言いなりになっているとすると、尖閣問題も、そう簡単には片づかないのではないかと心配である。米、加、韓には言いなりになり、中ソには厳しい態度

で臨む、これでは、独立国のとる自主外交とは、ほど遠い外交政策とは言えないか」(岩手県 田村一平 高校教員 三九才。朝日新聞七八年四月二九日付)。

「政治家がよくいう本音と建前くらい不愉快な言葉はない。今国会で強行されようとしている『大陸だを関連法案』が、それを最も代表している政策である。日韓ゆ着から、国民の目をそらすのが本音であり、エネルギー開発が建前ではないか。たとえ成立したとしても、日韓だけで、地理的にも無事に開発できる場所だろうか。韓国外交の突き上げにあって、強行に踏み切る賛成派の痛い腹のうちも分るが、国際的な良識としては、やはりろろうばいせずに中国をも交えて話し合うことが将来の禍根を断つうえに必要なのではないだろうか。大陸だを法案よりも、先に排除してでもらいたいのには、議論の余地のない日本領『竹島』への強引な韓国民の移住、警備艦の常駐である。北方領土や尖閣列島には、声を大にする議員諸先生たちも、日韓ゆ着の弱点をついた韓国の裏通り作戦に、手も足も出ないようでは、日本の国際信用はガタ落ちになるのではなからうか」(東京都 滝沢平美 会社員 六五才。朝日新聞七八年六月一日付)。

「竹島の上空から撮影された写真を見て驚いたのは、私

ばかりではないだろう。福田首相は『竹島は日本の領土である』と議会で言明されたが、既に同島には韓国設営の恒久的な建物があり、数人の韓国兵が常駐しているという。

この現実を政府は何と考えているのだろうか。近く日韓外相会議が開催され、竹島問題も議題にのるかど期待していたが、鳩山外相は『この問題は持ち出さない』といわれた。日本固有の領土を外国に占拠され、何らの抗議もしないのは、そこに何か重大な理由でもひそんでいるのか。一体このたびの日韓会談は何の会談なのか。外相が代ったので単なる顔見せ会談なのか。日韓関係がいろいろ取りざたされている折柄、国民にハッキリ納得のいく説明を聞かせてもらいたい』（東京 後藤久男 自由業 七〇才 読売新聞 七七年二月二二日付）。

「わが国が領海一二海里に踏み切ったことに伴い、日韓両国間で竹島の領有権問題が再燃している。私は昭和十一年から十五年までの五年間、島根県隠岐支庁長として管理行政権を行使してきた。竹島は『隠岐郡五箇村』の一部として、どこからも何ら妨げられることなく、竹島周辺は隠岐島民が『よい漁場』としてさかんに出漁していた。とくに西伯町の八幡長四郎さんは毎年、アシカ捕獲の許可を取って毎日のように出漁、また西ノ島町美田の安達和太郎さん

もアワビやサザエ、ワカメ採取に出漁し、この海産物は優

秀品として高値で取引されたという。もちろん朝鮮半島からの出漁は全くなく、日本領有は全世界の認めるところで、何の不思議もなく平穩無事な島であった。いふなれば竹島は隠岐の漁民にとってかけがえのない財産であった。しかるに戦後の二七年には、韓国側が一方的に李承晩ラインを設定して以来、竹島を『独島』と呼び、韓国が領有を主張し、『島根県隠岐郡五箇村竹島』の標柱を抜き取って武装兵を常駐させている。このため日本の漁船は危険を感じて寄りつけない。一体この事実が主権の侵害、領有権の侵略でなくて何であろう。いよいよ『二〇〇海里時代』に入るが、一日も早く、わが国の領有であることを韓国に認識せしめ、毅然たる態度で竹島問題の政治決着をキッパリつけてほしい』（松江市 坂根繁雄 自由業 八五才。サンケイ新聞七七年三月二〇日）。

「日韓双方で領有権を主張する竹島に、今春来韓国軍が常駐している。同島を確固たる日本固有の領土と信じている国民にとっては正に寝耳に水の出来事である。新聞報道ならびに国会における審議からすると、その後韓国軍はますますその施設を拡充しているようで、わが国としては早急に適切な対応策を講じなければならない。しかるに政府

は、この問題に関しては、何とはなしに引っ込み思案で、全く正当な主張さえ差し控えているように見える。わが国が世界平和を国是とし、特にアジア諸国との善隣友好を最重点に志向していること自体は、絶対にゆるがせにすべきではないが、真の友好とは、相互に独善を主張することではあるまい。平和外交の基本理念は、理非を正すことを根幹とした相互理解にあるはずである。その意味において、政府は韓国に対し、同島の占拠を即刻解除し、わが国に返還するよう主張すべきである。もし韓国が友好的な話合いに応じぬ場合は、国際司法裁判に提訴することもさることながら、各種の援助を再検討するとともに、慎重を期すべきであろう。卑屈なまでの穏便主義はすべての事柄をわい曲するとともに、ますます解決を困難にする。福田首相は、韓国は大事な国というが、相手が大事だから領土はどうなってもよい、というわけではあるまい。今避けて通っても、やがてもっと大きなツケとなってくることを肝に銘じ、至急確固たる対策を要望したい。（調布市 桑田正平 団体役員 六四才。毎日新聞七七年一月二二日）。

資料 (5)

竹島Ⅱ 独島問題文献目録

- 朝鮮民主主義人民共和国側
 - リュ・ギエホアン「わが国の領土たる独島は決して誰の籠絡物ともなりえない」(『労働新聞』一九七七年二月一日)
 - 高秉雲「独島は朝鮮固有の領土である」(『統一評論』一九七七年六月号)
- 大韓民国側
 - 李漢基「韓国の領土——領土取得に関する国際法的研究」(ソウル大学校出版部、一九六九年)
 - 大韓民国政府「韓日会談白書」(一九六五年)
 - 外務部政務局編「独島領有権に関する韓日間往復文書」
 - 外務部政務局「独島問題概論」(一九五五年)
 - 外務部「外務行政の十年」(一九五九)

- 高麗大学校亜細亜問題研究所日本研究室編「韓日関係資料集」第一輯(高麗大学校出版部、一九七六年)
- 大韓公論社編刊「独島」(一九六五年)
- 黄相基「独島領有権解説」(勤勞学生社、一九五四年)
- 朴庚来「独島の史・法的研究」(日曜新聞社一九六五年)
- 特輯「独島問題の再確認」(『新東亜』一九七八年七月号)
- 崔南善「鬱陵島と独島」(『ソウル新聞』一九五三年八月)

月一〇日〜九月七日)

○国史編纂委員会編刊『独島に関する文献目録』

□日本側

○川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院、一九六六年)

○外務省条約局(川上健三執筆)『竹島の領有』(一九五三年八月)

○「竹島の領有権問題の国際司法裁判所への付託につき韓国政府に申入れについて」(外務省情報文化局『海外調査月報』一九五四年一月号)

○森田芳夫「竹島領有をめぐる日韓両国の歴史上の見解」(『外務省調査月報』二巻五号、一九六一年)

○島根県(田村清三郎執筆)『竹島の研究』(一九五三年一月)、『竹島の新研究』(一九六五年)

○田川孝三「竹島の歴史的背景の素描」(『親和』七号、一九五四年七月)、「二つの竹島」(『朝日新聞』一九六五年一月二八日)。

○田保橋潔「鬱陵島——その発見と領有」(『青丘学叢』三号、一九三一年)

○山辺健太郎「竹島問題の歴史的展望」(『コリア評論』一九六五年二月号)、「竹島問題の歴史的考察」(同)

一九六五年二月号)

○吉岡吉典「『竹島問題』とはなにか」(『朝鮮研究月報』一一号、一九六二年一月)、「ふたたび『竹島問題』について」(同一六号、一九六三年四月)

○植田捷雄「竹島の帰属をめぐる日韓紛争」(『一橋論叢』五四巻一号、一九六五年)

○皆川洸「竹島紛争と国際判例」(『前原光雄教授還暦記念国際法学の諸問題』所収、一九六三年)、「竹島紛争とその解決手続」(『法律時報』一九六五年九月号)

○太寿堂鼎「竹島紛争」(『国際法外交雑誌』六四巻四・五号、一九六六年三月)

○小林高寿「竹島の帰属をめぐる」(『歴史教育』一九六五年一〇〜十二月号)

○川本秀吉「独島の歴史的法的地位」(愛知大学朝鮮文化研究会、一九六〇年)

○田畑茂二郎「A A新興諸国と国際法」(『思想』一九六五年一〇月号)

○大熊良一「竹島史蹟」(『自民党政策月報』一三三〜一四一号、一九六七年)

○白井喬二「徳川時代の『竹島』紛争」(『文芸春秋』一九六五年一月号)

▼本誌前号に一七六号の私の意見に對する五人連名の反論がありました。

私が読んだのはこの後記を書く前日というだけで、今号には間に合いませんでした。もう一度ははじめから、きちんと意見をのべたいと思

ます。取敢ず、前号を読む場合ぜひ一七六号と読み比べていたゞければとだけ申しておきます。なお同じ前号の和田純氏の巻頭言についてもい

ささか気がめいり、思うところが多あります。あとにゆずります。(梶)

▼「日中平和友好条約」の締結が成った。過日、北京での会談の様子を伝えるニュースを見ていた時、わが親愛なる長女(五年生)が言ったも

女は言う。「先進国首脳会議」で「

福田総理も外国に行かないで、日本に来てもらえば良いのに」と。ジャ

リの一人も説得できない私の焦立ちは、当分続きそうだ。「大国主義が足元からしのびよる」

▼わたしは八月二二日の夜、プロ野球の広島球団が巨人に大勝したとき

広島市にいた。地元のタクシーの運転手さんの態度をはじめ街の人の目が広島球場にそそがれているのがよくわかった。わたしは巨人球団を「巨人帝国主義」と思っているから、あのチームが負けると喝采をするのだが、それにしても広島市の街中がどうしてあんなに

けに、プロ野球でなく、もしあの関

心が、別なものに向いたらどうなるのかと考えた。それほどむつかしく考えるほどのことではないのかも知れない。だが、テレビを観ている人

や街の雰囲気は接し、なんとなく太平洋戦争末期の日本社会のある風潮が、瞬間、よみがえってきたのは事実なのだ。領土問題ほどナショナルイズムは常にも両刃のやいばであるだけに双方とも冷静でありたい。

朝鮮研究

九月号(通巻一八二号)
一九七八年九月一日印刷 定価 三〇〇円
一九七八年九月一日発行 一年分三六〇〇円

編集発行人 佐藤勝巳

印刷所 株式会社芙蓉会

発行所 日本朝鮮研究所

〒112 東京都文京区目白台三の二五の一三
電話(三)944 五六三 振替東京〇一三四九八四

編集後記

追いうちをかけるように彼